



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年7月31日金曜日 第733号

◇ 目 次 ◇ 告 示

○ 落札者等の告示	（少子化対策・男女参画課）	443
○ 医療機関の指定	（保健福祉課）	443
○ 施術機関の指定	（ ）	444
○ 指定医療機関の廃止の届出	（ ）	444
○ 指定施術機関の廃止の届出	（ ）	444
○ 指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の変更	（ ）	444
○ 介護機関（居宅介護事業者）の指定	（ ）	445
○ 介護機関（介護予防事業者）の指定	（ ）	445
○ 落札者等の告示	（水産課）	445
○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（2件）	（都市計画課）	445
○ 指定居宅サービス事業者の指定	（東予地方局地域福祉課）	445
○ 指定介護予防サービス事業者の指定	（ ）	445
○ 指定居宅サービス事業の廃止	（ ）	446
○ 土地改良区役員の就退任の届出	（東予地方局農村整備課）	446
○ 建設業者の許可の取消し	（東予地方局管理課）	447
○ 指定道路の指定	（東予地方局四国中央土木事務所）	447
○ 指定公金事務取扱者の名称の変更	（教育総務課施設厚生室）	447

公 告

○ 消防防災ヘリコプター定期点検、耐空検査及び無線検査等業務の委託	（消防防災安全課）	447
○ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定申請	（用地課）	448

人事委員会規則

○ 管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則の一部を改正する規則	（人事委員会事務局）	449
-------------------------------------	------------	-----

公安委員会告示

○ 指定講習機関の特定講習の廃止	（警察本部運転免許課）	449
------------------	-------------	-----

雑 報

○ 環境影響評価準備書についての意見の概要等について	（環境・ゼロカーボン推進課）	449
----------------------------	----------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第846号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
令和8年度ひめbos宣言事業所魅力化支援業務（令和9年3月31日まで）一式	愛媛県企画振興部地域未来創生局少子化対策・男女参画課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和8年5月22日	ひめbos宣言事業所魅力化支援業務共同事業体 愛媛県松山市湊町7丁目3番地5	76,548,700円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による

○愛媛県告示第847号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療

機関を次のように指定した。

令和8年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
岩 城 島 診 療 所	越智郡上島町岩城2123番地1	令和8年5月1日
ふ る た 医 院	西宇和郡伊方町湊浦866	令和8年4月1日
ハ ー プ 歯 科	宇和島市中沢町一丁目2-11	令和8年3月24日
中 山 歯 科 診 療 所	伊予市中山町中山丑352番地1	令和8年4月1日
ファーマシイ薬局今治	今治市喜田村7丁目2番42号	令和8年5月1日
たなか歯科口腔外科クリニック	新居浜市横水町2番28号	令和8年6月1日
神 野 歯 科 医 院	西条市神拝甲415-1	令和8年6月1日
なないろ歯科こども矯正歯科クリニック	西条市大町519番地6	令和8年6月1日
クスリのアオキ伊予下吾川薬局	伊予市下吾川926-1	令和8年7月1日

○愛媛県告示第848号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

令和8年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

施 術 機 関	施 術 所		指 定 日
氏 名	名 称	所 在 地	
小 島 誠 二	株式会社山斗療養マッサージ桃李大洲喜多事業所	大洲市徳森2245番地14	令和8年5月13日
平 田 真里菜	株式会社山斗療養マッサージ桃李大洲喜多事業所	大洲市徳森2245番地14	令和8年6月1日
佐 伯 靖 治	くま整骨院	上浮穴郡久万高原町久万203-1	令和8年6月6日

○愛媛県告示第849号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和8年7月31日

○愛媛県告示第851号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関（指定訪問看護事業者等）から、指定訪問看護事業等を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和8年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
田 中 内 科	西条市桑村109-5	令和8年2月21日
松 葉 診 療 所	西予市宇和町卯之町一丁目347番地2	令和5年3月31日
吉 村 医 院	上浮穴郡久万高原町柳井川849番地2	令和8年3月31日
わ と う 医 院	西宇和郡伊方町湊浦866	令和8年3月31日
相 原 内 科 ク リ ニ ッ ク	今治市本町二丁目1-27	令和8年4月1日
ハ ー プ 歯 科	宇和島市中沢町一丁目2番11号	令和8年3月24日
佐々木整形外科クリニック	喜多郡内子町五十崎甲1408番地1	令和8年3月31日

○愛媛県告示第850号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項の規定において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和8年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

施 術 機 関	施 術 所		廃 止 日
	名 称	所 在 地	
木 下 和 翔	笑み+接骨院フジ今治店	今治市衣干町3-4-47 レジデンス鳥生2-201	令和8年3月31日
二 宮 達 哉	株式会社山斗療養マッサージ桃李大洲喜多事業所	大洲市徳森2245番地14	令和8年5月31日
梅 崎 泰 生	株式会社山斗療養マッサージ桃李大洲喜多事業所	大洲市徳森2245番地14	令和8年5月31日
高 来 茂 輝	株式会社山斗療養マッサージ桃李大洲喜多事業所	大洲市徳森2245番地14	令和8年5月31日
二 宮 朋 子	株式会社山斗療養マッサージ桃李大洲喜多事業所	大洲市徳森2245番地14	令和8年5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 療 機 関（ 指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等 ） の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指 定 訪 問 看 護 事 業 等 を 行 う 事 業 所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
合同会社リハテラス	新居浜市西の土居町一丁目4番34号	訪問看護ステーションゆう悠	（変更後） 新居浜市西喜光地町8番1号	令和8年4月1日
			（変更前） 新居浜市西の土居町一丁目4番34号	

○愛媛県告示第852号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。
令和8年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社城西調剤薬局	松山市空港通七丁目13番1号	城西調剤薬局伊予店	伊予市米湊803番地24号	令和8年5月13日

○愛媛県告示第853号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。
令和8年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社城西調剤薬局	松山市空港通七丁目13番1号	城西調剤薬局伊予店	伊予市米湊803番地24号	令和8年5月13日

○愛媛県告示第854号

次のとおり落札者を決定した。
令和8年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
水産修第1号 愛媛県漁業取締船せとかぜ中間検査受検（機関部）に係る修繕業務一式	愛媛県農林水産部 水産局水産課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和8年7月15日	株式会社大東工作所 兵庫県神戸市兵庫区出在家町二丁目6番2号	40,480,000円	一般競争入札	令和8年6月5日

○愛媛県告示第855号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、内子都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。
令和8年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第856号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、内子都市計画特別用途地区の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。
令和8年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第857号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。
令和8年7月31日

愛媛県東予地方局長 加 藤 道 和

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社M a r	しずく訪問看護ステーション	愛媛県西条市中野甲598番地1	令和8年6月1日	訪問看護

○愛媛県告示第858号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。
令和8年7月31日

愛媛県東予地方局長 加 藤 道 和

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社Mar	しずく訪問看護ステーション	愛媛県西条市中野甲598番地1	令和8年6月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第859号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年7月31日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社サン電子	マーカバの輪ヘルパーズ	愛媛県西条市下島山甲1223番地1	令和8年6月22日	訪問介護

○愛媛県告示第860号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、丹原町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年7月31日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	曾我部 英 樹	西条市丹原町今井59番地2
〃	行 元 正 治	西条市丹原町今井525番地9
〃	三 好 文 哲	西条市丹原町久妙寺甲88番地1
〃	渡 部 徳 太	西条市丹原町池田777番地1
〃	近 藤 英 文	西条市丹原町池田1516番地
〃	伊 藤 康 博	西条市丹原町願連寺330番地1
〃	青 野 武	西条市丹原町古田甲1416番地
〃	黒 河 克 文	西条市丹原町徳能甲513番地
〃	越 智 琢 実	西条市丹原町高知甲619番地7
〃	十 亀 敏 一	西条市丹原町徳能出作44番地2
〃	松 木 明	西条市丹原町田滝甲24番地
〃	越 智 逸 雄	西条市丹原町田野上方1489番地
〃	佐 伯 賢 造	西条市丹原町田野上方775番地3
〃	山之内 光 政	西条市丹原町北田野1656番地2
〃	渡 部 忠 臣	西条市丹原町高松甲550番地1
〃	真 鍋 貴美雄	西条市丹原町高松甲581番地
〃	越 智 孝	西条市丹原町川根甲779番地
〃	曾 我 照 一	西条市丹原町北田野209番地1
〃	黒 川 敏 廣	西条市丹原町北田野1019番地6
〃	濱 井 好 文	西条市丹原町石経790番地
〃	越 智 重 夫	西条市丹原町来見甲66番地
〃	今 井 啓 一	西条市丹原町関屋甲422番地
〃	鎌 田 嘉 明	西条市丹原町志川甲771番地
〃	余 吾 保 利	西条市丹原町寺尾394番地
〃	香 川 るり子	西条市丹原町田野上方1689番地
〃	今 井 菜穂美	西条市丹原町志川甲1190番地2
〃	永 井 真 弥	西条市丹原町高松甲2279番地4
監事	近 藤 信 利	西条市丹原町高知455番地

〃	佐 伯 邦 夫	西条市丹原町長野922番地
〃	渡 部 純 三	西条市丹原町志川814番地
〃	越 智 千 鶴	西条市丹原町来見甲516番地1

退任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	曾我部 英 樹	西条市丹原町今井59番地2
〃	行 元 正 治	西条市丹原町今井525番地9
〃	三 好 文 哲	西条市丹原町久妙寺甲88番地1
〃	石 原 厚 男	西条市丹原町池田845番地2
〃	日 野 紘 嗣	西条市丹原町池田1453番地4
〃	伊 藤 康 博	西条市丹原町願連寺330番地1
〃	青 野 武	西条市丹原町古田甲1416番地
〃	黒 河 克 文	西条市丹原町徳能甲513番地
〃	青 野 春 夫	西条市丹原町高知甲690番地
〃	十 亀 浩 二	西条市丹原町徳能出作54番地1
〃	松 木 明	西条市丹原町田滝甲24番地
〃	佐 伯 光 晴	西条市丹原町田野上方1501番地
〃	兼 井 光 範	西条市丹原町田野上方202番地
〃	戸 田 壽	西条市丹原町長野1675番地
〃	安 倍 隆 博	西条市丹原町高松甲548番地
〃	安 倍 正 明	西条市丹原町高松甲572番地
〃	越 智 敏 明	西条市丹原町川根甲744番地第3
〃	曾 我 照 一	西条市丹原町北田野209番地1
〃	黒 川 敏 廣	西条市丹原町北田野1019番地6
〃	濱 井 好 文	西条市丹原町石経790番地
〃	大 亀 義 弘	西条市丹原町来見598番地
〃	今 井 啓 一	西条市丹原町関屋甲422番地
〃	石 川 清 幸	西条市丹原町湯谷口甲233番地
〃	玉 井 敦 志	西条市丹原町明徳乙97番地1
〃	今 井 義 親	西条市丹原町白坂丙128番地
〃	佐 伯 政 志	西条市丹原町明河乙604番地
〃	安 藤 功	西条市丹原町池田791番地1
監事	近 藤 信 利	西条市丹原町高知455番地
〃	越 智 毅	西条市丹原町川根甲749番地
〃	越 智 許 一	西条市丹原町関屋甲245番地1
〃	一 色 良 恵	西条市丹原町願連寺67番地5

○愛媛県告示第861号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和8年7月31日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-3)第15094号	令和3年6月10日	(株)ノエック	篠塚真由美	西条市三芳130-3	令和8年6月9日	大工工事業、左官工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 板金工事業、防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止（一部）
(般-6)第19112号	令和6年4月10日	寛造園設計(株)	河端 寛	新居浜市中村3-9-29	令和8年6月9日	土木工事業 とび・土工事業 造園工事業	建設業の廃止
(般-7)第19288号	令和7年6月24日	(株)コムズホーム	井上 一馬	西条市大町1765-4 ウェストソレイユ紺屋町102	令和8年6月12日	建築工事業、大工工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(特-8)第10154号	令和8年6月11日	三協開発(株)	三好 初美	四国中央市金生町下分748-1	令和8年6月23日	鉄筋工事業	建設業の廃止（一部）
(般-7)第17497号	令和7年6月1日	(株)サンエイ機工	佐藤 辰彦	四国中央市金生町下分848-2	令和8年6月29日	機械器具設置工事業	建設業の廃止（一部）

○愛媛県告示第862号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和8年7月31日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和8年7月22日

3 指定道路の位置

四国中央市中曽根町字上秋則674番の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 32.38メートル

(2) 幅員 5.00メートル

○愛媛県告示第863号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定により、指定公金事務取扱者から次のとおり名称を変更する旨の届出があった。

令和8年7月31日

愛媛県知事 中村時広

名称		住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	変更年月日
変更前	変更後			
ニッテレ債権回収株式会社	N T S 債権回収株式会社	東京都港区芝浦三丁目16番20号	奨学資金貸付金の元利償還金の未収金収納事務	令和8年7月31日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年7月31日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

消防防災ヘリコプター定期点検、耐空検査及び無線検査等業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

令和8年度愛媛県消防防災ヘリコプター定期点検、耐空検査及び無線検査等業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで

(5) 委託業務の履行場所

入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

(1)についての総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積もる契約金額。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和8年度から令和10年度までの製造の請

負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 本件委託業務の技術上の確認を行う整備士について、航空法（昭和27年法律第231号）第23条の規定に基づく航空従事者技能証明を有することを証明した者であること。
- (4) 点検の開始日までに点検できる体制を整備していることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課消防係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-941-2111（代表） 089-912-2316（直通）

メールアドレス syouboubousa@pref.ehime.lg.jp

- (2) 入札書の受領期限

令和8年10月1日（木）午後2時00分

- (3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/>）でのダウンロード又は上記(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和8年10月1日（木）午後2時00分

愛媛県庁第二別館10階1001会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受付期間

公告の日から令和8年9月24日（木）午後5時15分までの執務時間中（平日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 受付場所

上記3の(1)に掲げる場所

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を受託できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、この入札は、調査基準価格を設定しており、この価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を行うこととしている。低入札価格調査の終了後に落札者の決定を行い、入札結果を通知する。

なお、低価格入札者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:

Periodical Inspection for Ehime Prefectural Rescue Helicopter

① Periodic Inspection, etc

② Airworthiness Inspection

③ Radio Transmission Inspection

- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 1 October 2026

- (3) For further information, please contact: Fire Prevention, Traffic Safety, Fire and Disaster Prevention Division, Disaster Prevention Subdepartment, Public Affairs and Environment Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan

Tel: 089-912-2316

〇公 告

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第27条第1項の規定により、起業者から特定所有者不明土地の取用及び使用についての裁定申請があったので、法第28条第1項の規定により、裁定申請書及びその添付書類を公衆の縦覧に供する。

令和8年7月31日

愛媛県知事 中村時広

- 1 起業者の氏名又は名称

愛媛県

- 2 事業の種類

一般国道197号改築工事（夜昼道路）

- 3 特定所有者不明土地の所在、地番及び地目

所 在	地 番	地 目	
		公 簿	現 況
愛媛県大洲市平野町野田	1457番	墓 地	山 林

- 4 縦覧場所

愛媛県土木部土木管理局用地課

- 5 縦覧期間

令和8年7月31日から同年8月14日まで

- 6 その他

- (1) 3に掲げる特定所有者不明土地について、法第28条第1項第3号イ又はロに該当する者は、令和8年8月14日までに、知事に申し出ること。なお、同日までに申出がないときは、知事が

法第32条第1項の裁定をすることがある。

- (2) (1)の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書にその権原を証する書面を添えて知事に提出することにより行うこと。

ア 申出者の氏名又は名称及び住所

イ 当該申出に係る特定所有者不明土地の所在及び地番

ウ 法第28条第1項第3号イの規定による申出をしようとする場合においては、当該異議の内容及びその理由

エ 法第28条第1項第3号ロの規定による申出をしようとする場合においては、当該特定所有者不明土地の所有者である旨

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則9—6

管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年7月31日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則の一部を改正する規則

管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則（愛媛県人事委員会規則9—4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第9条 省略 （特定管理監督職群を構成する管理監督職） 第10条 条例第8条第3項の人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職とする。 （1）<u>県立学校の特定管理監督職群</u> 県立学校の校長及び教頭 （2）<u>市町立学校の特定管理監督職群</u> 市町立学校の校長及び教頭 第11条 省略 第12条 省略 第13条 省略 第14条 省略 第15条 省略 第16条 省略 様式第3号（<u>第15条</u>関係） 異動期間の延長の状況報告書 省略 管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則（愛媛県人事委員会規則9—4）<u>第15条</u>の規定により、異動期間の延長の状況について別紙のとおり報告します。 別紙 省略	第9条 省略 第10条 省略 第11条 省略 第12条 省略 第13条 省略 第14条 省略 第15条 省略 様式第3号（<u>第14条</u>関係） 異動期間の延長の状況報告書 省略 管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則（愛媛県人事委員会規則9—4）<u>第14条</u>の規定により、異動期間の延長の状況について別紙のとおり報告します。 別紙 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第1号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第1項の規定により、次の指定講習機関から特定講習の廃止の許可の申請があり、これを許可したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年7月31日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯 鈴 乃

指定講習機関の名称、所在地及び代表者の氏名	廃止する特定講習の種類	廃止年月日
株式会社八幡浜自動車教習所 八幡浜市保内町宮内1番耕地182番地の1 村井 泰之	取消処分者講習	令和8年7月31日

雑 報

○公 告

環境影響評価準備書についての意見の概要等について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第19条の規定により、次の環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、環境の保全の見地からの意見の概要等（以下「意見の概要等」という。）を作成したので、次のとおり公告します。

令和8年7月31日

松山市長 野 志 克 仁

1 都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 都市計画決定権者の名称 松山市

(2) 代表者の氏名 松山市長 野志 克仁

- (3) 主たる事務所の所在地 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 (松山市役所)
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
- (1) 名称 松山市新南クリーンセンター整備事業
- (2) 種類 ごみ処理施設の設置の事業
- (3) 規模 1日あたりの処理能力 80トン×2炉
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域
愛媛県松山市市坪西町1000番地1
- 4 関係地域の範囲
愛媛県松山市及び伊予郡松前町
- 5 準備書についての意見の概要等の縦覧場所、期間及び時間
- (1) 縦覧場所
愛媛県庁環境・ゼロカーボン推進課 (愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 第二別館5階)
松山市役所清掃施設課 (愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 別館4階)
松山市南クリーンセンター (愛媛県松山市市坪西町1000番地1 管理棟2階)
松前町役場町民課 (愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地庁舎1階)
- (2) 縦覧期間
令和8年7月31日(金)から令和8年8月31日(月)まで
(土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。)
- (3) 縦覧時間
8時30分から17時00分まで (開庁時間に準ずる)
なお、準備書についての意見の概要等の電子版は松山市ホームページ (https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisetsu/kankyo/CleanCenter/shinminami_cc.html) において、令和8年7月31日(金)から閲覧いただけます。
- 6 環境保全の見地からの意見の有無
意見なし